



Title	安全保障制度(Security Institution)としての同盟 (下)
Author(s)	金子, 将史
Citation	国際公共政策研究. 2003, 8(1), p. 207-222
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/7462
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

安全保障制度 (Security Institution) としての同盟 (下)

Alliance as a Security Institution (2)

金子 将史*

Masafumi KANEKO*

Abstract

The study of international institutions has mainly dealt with economic or social issues, and the importance of international institutions in the realm of security issues has been largely overlooked. However, recent academic efforts try to extend the domain of institutional theory to security issues. This is the second of a two-part survey of security institutional studies, with a focus on their implication on alliance studies. This part reviews the liberal institutionalists' literature that looks into the choice of institutional design in the realm of security cooperation, as well as the alternative institutional theories including realism, constructivism, and rational choice theory.

キーワード：安全保障制度、同盟、国際制度理論、制度設計

Keywords: security institution, alliance, institutional theory, institutional design

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科 博士後期課程

3. 制度設計・選択のメカニズムの解明

前節で検討したワランダー等の制度論は、機能に基づいて同盟等の安全保障制度を分類し、ある機能を持つ制度が他の機能を果たすよう変容する条件を解明するものであったが、そこでは機能が制度の形態を規定することが暗黙に前提とされていた。しかし、同じような機能を果たす制度にもその設計には多様性が見られ、機能に注目するだけでは特定の制度形態の選択を理解することはできない。本節では、安全保障協力関係の多様な制度オプションの中から特定の制度形態が選択されるメカニズムを解明する議論を取り上げる。

サンドラーとハートレーの研究は、NATO にとっての適切な連結構造 (linkage structure) を、取引コストや利得計算の観点から分析しようとする¹⁾。サンドラー等は、適切な超国家的構造は、取引利得と取引コスト（あるいは連結利得と連結コスト）に応じて設計されるべきものとする。彼等によれば、NATO の連結構造は、同盟国の自律性が大幅に保たれたゆるやかな組織である²⁾。NATO の決定は全員一致によるので各国は事実上の拒否権を持ち、しかも決定は必ずしも同盟国を拘束しない。北大西洋評議会の開催は大臣レベルでは頻繁なものではない。共通の財源もそれほど大きくなく、防衛費の大部分は同盟国が独立的に決定する。また、冷戦期には、米国の圧倒的な核戦力によって抑止が十分維持されており、NATO の防衛政策や意思決定の統合性を高めることによる利得は小さかった。米国にとっては、統合によって自律性を損なうコストの方が大きく、ゆるやかな連結構造が望ましかった。

しかし、冷戦後は、統合の利得が増大している。まず、各国防衛費の削減傾向は、各国が得意領域に特化し、効率化を図るよう要請している。また、冷戦後の主要ミッションである平和維持や平和強制には相互運用性の高い戦力が不可欠である。NATO 拡大は、同盟国の利害を一層多様化させ、全員一致が機能不全になる可能性を高めており、何らかの統合的な決定ルールが必要になっている。これらの傾向は、より堅固で、統合された NATO の構造を支持しているとサンドラー達は主張する。

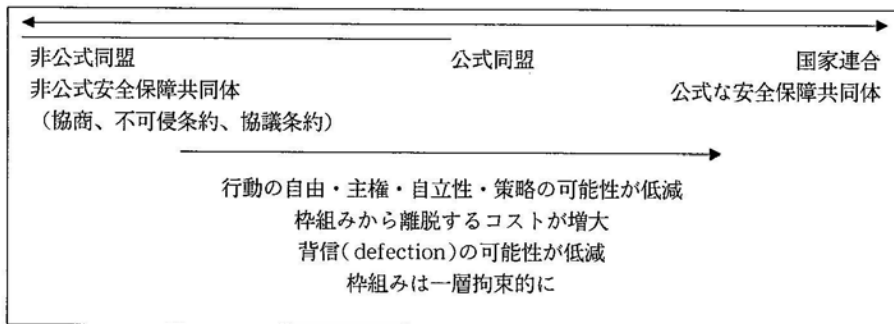
サンドラー達の研究は NATO という個別事例の制度設計を評価する域にとどまっているが、以下検討するウェーバーやレイクの研究は、安全保障協力関係のより普遍的なモデルを提示しようとしている。ウェーバーは安全保障制度を主に取引コストの観点から理解しようとしており、この点コヘインやマーティンの系譜に属するが、ウェーバーは、アナーキー下

1) Todd Sandler and Keith Hartley, *The Political Economy of NATO* (Cambridge: Cambridge University Press, 1999) Chapter 8.

2) *Ibid.*, p. 224.

で国家は協調しうるのかという初期リベラル制度論の問いに拘泥せず、なぜ特定のタイプの協力関係が数ある選択肢の中から選択されるのかを問う³⁾。安全保障上の協力関係は、ウィリアムソン等によって提起された「ヒエラルキー」の観点で捉えられる⁴⁾。ウェーバーによれば、ヒエラルキーの度合いは、行動の自由が制限される程度や制度化の度合い、ウェーバーの言葉では「拘束性 (bindingness)」によって測ることができる⁵⁾。拘束性を理解するには、安全保障枠組みの特定の制度構成を調べて、同盟国がいかに自由裁量権を縮小しているかを確認する必要がある。また、ウェーバーの研究は、独立で主権を維持している、平等な地位の政治的ユニットに焦点を絞っており、国家連合 (confederation) までは入るが、連邦 (federation) は排除される⁶⁾。ウェーバーは、安全保障上の協力枠組みを図1のような連続体として捉えるが、平等な主権国家間の関係を前提とするため、帝国や保護国はこの連続体上にない。ウェーバーのヒエラルキー概念は、日常ヒエラルキーという言葉が含意するような垂直的な関係を示すものではないのである。

図1 協力的な安全保障枠組みの連続体 (ウェーバー)



出典: Weber, *Hierarchy Amidst Anarchy*, p. 4.

ウェーバーは、安全保障構造のタイプの選択は、脅威のレベルと取引コストによって説明できるとする。脅威のレベルは、①軍事的能力／軍事的潜在力と②地理的近接性によって測られるものとされる⁷⁾。取引コストは、①不確実性の程度 (大国の数と国家が送受するシグナルによって測られる) ②アセットの特定性 (位置の特定性、物理的なアセット特定性、人的なアセット特定性) ③技術革新 (輸送とコミュニケーション手段) ④ (宗教的、言語的、文化的、政治的背景における) 異種混交性の度合い⁸⁾、によって測られる。

3) Katja Weber, *Hierarchy Amidst Anarchy: Transaction Costs and Institutional Choice* (Albany: State University of New York Press, 2000).

4) 例えば Oliver Williamson, *The Economic Institutions of Capitalism* (New York, Free Press, 1985).

5) Weber, *op. cit.*, p. 6.

6) *Ibid.* p. 5. ただし、同書の結語で、取引コストを増大させる内外の問題に直面した場合に、国家連合が連邦にとってかわられる例に簡単に触れている。*Ibid.* pp. 126-127.

7) *Ibid.*, p. 20.

8) *Ibid.*, pp. 21-26.

ウェーバーによれば、外的脅威が大きくなるほど、保証 (assurance) への欲求や行動の自由を放棄する意欲が強くなり、拘束的な枠組みに参加する可能性が高くなる。また、取引コストのレベルが高くなると、国家が拘束的な枠組みを 선호する可能性が高くなる。ただし、戦争時のように時間的な制約が拘束的な枠組みの形成を不可能にする場合はこの限りではない。以上のウェーバーの議論をまとめると次のような図になる。

図2 安全保障枠組み選択における決定要因 (ウェーバー)

		脅威のレベル		
		低い	高い	極めて高い
取引コスト	低い	協力なし	拘束的同盟	戦時同盟
	高い	協力なし または、非公式同盟	国家連合または 公式安全保障共同体	戦時同盟

出典: Weber, *op. cit.*, p. 19.

対してレイクの研究では、国家間の非対称性を研究の焦点にすえる⁹⁾。リベラル制度論やその系譜を引きつぐワランダー達の安全保障制度論は、国家間の関係を水平的に捉えているが、レイクは、国家間の非対称な制度的関係を積極的に理論化しようとする¹⁰⁾。レイクは、ネオリアリストもリベラル制度論も、国際システムにおける全ての重要な関係性はアナーキックであるとの前提を持っており、そのために制度の影響を理解しそこなっている、と主張する¹¹⁾。制度に関して重要なことは、関係するアクターの相互作用を形成、抑制するルールについての理解が共有されていることであり、制度は自発的な交渉や平等性に基づくアナーキーなものでも、強制とパワーの差異に基づくヒエラルキカルなものでもありうる。アナーキー概念は大国間関係を説明するには有益な概念であるが、それだけを前提とするならばヒエラルキカルな性質を持つ他の種類の国家間関係を理解できないことになる。

レイクによれば、アナーキーにおいては、各当事者は、最終的な自己決定権を持つ。対して、ヒエラルキーにおいては、支配的なメンバーが決定権を持ち、他のメンバーは決定権を欠く¹²⁾。ここで、レイクのヒエラルキー理解が、ウェーバーと異なる点に留意が必要である。ウェーバーは国家間の水平的な関係を前提するが、レイクは、国家間の意思決定権の非対称性をヒエラルキーの程度を測る基準とみなす。

レイクは、アナーキーの極からヒエラルキーの極へと連続的に連なるものとして安全保障

9) David A. Lake, "Anarchy, Hierarchy and the Variety of International Relations," *International Organization*, Vol. 50, No. 1. (Winter, 1996), pp. 1-33; David A. Lake, *Entangling Relations: American Foreign Policy in its Century* (Princeton: Princeton University Press, 1999); David A. Lake, "Beyond Anarchy," *International Security*, Vol. 26, No. 1 (Summer 2001), pp. 129-160.

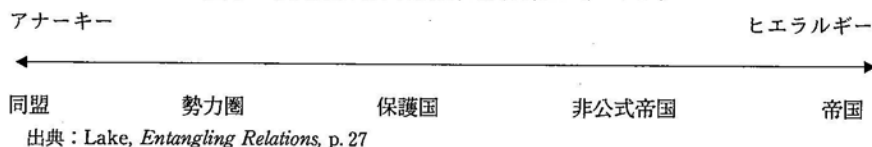
10) 位相は異なるが、従属論や覇権安定論も国際政治における非対称的關係性を扱っている。

11) Lake, "Beyond...", p. 130.

12) Lake, *Entangling Relations*, pp. 27.

13) *Ibid.*, pp. 27-31.

図3 安全保障上の関係性の概念図（レイク）



レイクは、安全保障関係の選択は、①結合生産の経済 (joint production economies) ②機会主義の期待されるコスト (the expected costs of opportunism) ③統治コスト (governance costs) の関数であるとする。「結合生産の経済」とは、他国と共同で資源を出し合い、努力することによって得られる利益を指す¹⁷⁾。結合生産の経済が存在するとき、二国が協調

17) 以下の説明は *Ibid.*, pp. 44-52.

することで、それぞれが個別に動いた場合以上の安全保障が得られる。結合生産から得られるものが多いほど、国家が協力を選択する可能性が高くなる。協力にはコストがかかり、国家がわざわざ協力を選択するのは、単独行動からは得られない利益が得られるからである。

結合生産の経済を左右する第一の要因は、規模の経済である。この場合、規模の経済が十分大きいとは、A国がB国の領土を、B国が自力で守るより安価に守れることを指す。規模の経済は、技術革新のあり方で変化する。例えば、長距離爆撃機と核兵器は、前方展開基地の効用を高め、結合生産から得られる利得を増大させた。第二の要素は、分業である。二つ以上の国が相対的優位性に応じて専門特化することで、より生産性の高い領域に資源を再配分し、全体としての利得を向上できる。第三に、他国の防衛努力による正の外部効果が、結合生産の経済に影響を及ぼす。正の外部効果とは、主体の活動の便益がその主体に限定されずに他に及ぶことを指す。冷戦期の米国の拡大抑止などがこれにあたる。正の外部効果が存在する時、各政体のユニラテラルな防衛努力がお互いを利することになるが、こうした努力を協力して行うことで、冗長な努力を削減することも可能である。また、ある国の一方的な防衛努力が他国を利する場合、ただ乗りの可能性が生じるが、協調によるバードンシェアリングも可能である。冷戦期の日米同盟や NATO のように、協力を通じて冗長な防衛負担を削減する利益とバードンシェアリングをめぐる対立はしばしば共存し、同盟国間の協調と対立を左右する。

「機会主義に伴う期待コスト」とは、パートナーによって見捨てられたり、巻き込まれたり、利用されたりするコストである¹⁸⁾。言い換えれば、パートナーが協力についての合意を履行しないことに伴うコストである。機会主義は不完全情報または歪曲された情報開示によってもたらされるものであり、フィアロンに倣うなら、不正確な情報を出すインセンティブを伴った私的情報の問題やコミットメントの信頼性の問題である¹⁹⁾。「見捨てられ」「巻き込まれ」「利用」といった相手国の機会主義は自国にとってはコストとなる。例えば見捨てられは、相手国の寄与がなくなるだけではなく、協力関係を前提として分業が行われていた場合、自国の防衛を一層不利にする。機会主義のコストは、アセットがどれだけ関係特定の (relationally specific) であるかに左右される。関係特定のなアセットが大きいほど、機会主義のコストは高い。ある安全保障関係を選択する場合、現実が生じるコストよりも機会主義に伴う「期待」コストが問題であるが、それは、機会主義が生じたときの現実のコストとその蓋然性の関数と考えられる²⁰⁾。機会主義の蓋然性は、パートナーが機会主義的にふるまう能力や意思を奪い、ヒエラルキーの程度を高めることによって低減できる。それにより、機

18) 以下の説明は *Ibid.*, pp. 52-58.

19) James D. Fearon, "Rationalist Explanation for War," *International Organization*, Vol. 49, No. 3. (Summer, 1995), pp. 379-414.

20) Lake, *Entangling Relations*, pp. 55.

会主義を懸念することなく、関係特定のなアセットに投資することも可能になる。

「統治コスト」はパートナーを監視、保護、管理するために必要なコストである²¹⁾。言い換えれば、関係性を創造し、維持するために費やされる資源や努力である。レイクによれば、統治コストは取引コストの一種と考えられるが、合意を形成し、パートナーを監視し、合意を執行させるコストが統治コストである。通常、ヒエラルキーの度合いが強くなり、従属側への支配力が強まるほど、支配側にとっての統治コストは高くなる。統治コストを増大させる要因は三つある。第一に、相手国を自発的に従属させるために、支配側は監視・執行のための資源を費やすのみならず、従属側の自立性の喪失を補償せねばならなくなる。ロシアは東欧での支配を維持するために莫大な補助金を費やしていた。第二に、支配国は、相手国の自発的な従属を得るために、自身の行動の自由を抑制し、相手国へのコミットメントを示さねばならなくなることがある。第三に、強制に伴うコストがある。支配側は、自発的にはなく、強制的に相手国に従属させることもでき、この場合譲歩や妥協は避けられる。しかし、関係性を支配するために強制を用いることは、それ自体コストがかかる。交渉による自発的な従属を求めるか、従属を強制するかを選択は、両者の相対的なコストによって決まる。

国家がユニラテラリズムと協力のどちらを選択するか、協力する場合、アナーキーからヒエラルキーにいたる選択肢から何を選択するかについての諸仮説をまとめたのが図4である。

図4 安全保障関係の選択 (レイク)

	選択される可能性が高い場合
ユニラテラリズム	➤ 結合生産の経済が小さい ➤ 機会主義の期待コストが高い ➤ 統治コストが高い
同盟	➤ 結合生産の経済が大きい ➤ 機会主義の期待コストが低く、ヒエラルキー化によって急激に低減しない ➤ 統治コストは低い、ヒエラルキー化によって急激に増大する。
帝国	➤ 結合生産の経済が大きい ➤ アセットの特定化に関連したヒエラルキー化によって結合生産の経済が急激に増大する ➤ 機会主義の期待コストが高く (しかし高すぎない)、ヒエラルキー化によって急激に低減する ➤ 統治コストが低く、ヒエラルキー化による増大もゆるやか

出典: Lake, *op. cit.*, p. 70.

以上のように、レイクは、どのような制度設計がふさわしいかは、各国の力関係や協力の利益や制約によって異なると論じる。とりわけ、アナーキックな制度は調整問題を解決し、協力を促進するが、参加者が逸脱のインセンティブを持つ場合には有効ではなく、そうした

21) 以下の説明は *Ibid.*, pp. 58-66.

場合には力を背景にしたヒエラルキカルな制度が構築されるとの視点は重要であろう²²⁾。

ただし、レイクの理論は、覇権国としての米国が他国との安全保障上の関係性を選択する機制を解明するもので、理論構成上レイク自身認めるように、決定理論としての性格を持つ²³⁾。言い換えれば、国家間のバーゲニングの要素は、米国のような支配的国家の選好や計算に織り込まれてしまっている。その意味では、支配国が関係性を規定するかなり強い力を持つ場合に有効な理論と言え、支配国とその相手国との動的なバーゲニング過程を検討するには戦略的相互作用 (strategic interaction) に基づく理論が必要との批判もありえる²⁴⁾。にもかかわらず、支配的国家の政策選択を分析する枠組みを提示し、その中に同盟を位置付けた意義は大きい。

4. 競合するアプローチ

以上述べてきたレジーム論やリベラル制度論の制度理論は、経済学、とりわけ取引コスト経済学や産業組織論の応用として発達してきた経済学的制度論であり、かつまた主としてシステム・レベルの分析を行うものであった。言うまでもなく、国際制度を理解するアプローチは、システム・レベルにフォーカスする経済学的制度論に限られるものではない。以下では、制度に関する代替的アプローチとして、パワー重視のアプローチと構成主義のアプローチ、国内制度を重視する合理的選択論のアプローチについて簡単に述べていくこととしたい。

4-1. パワー重視のアプローチ

従来リアリズム、特にネオリアリズムは、制度が果たす役割について懐疑的とされていた。例えばミアシャイマーは、制度のルールはパワーの配分に基づく利害計算を反映したものに過ぎず、制度は単に国際システムにおけるパワー配分の反映に過ぎないと主張する²⁵⁾。しかし、リアリズムの系譜に属する覇権安定論は、国際秩序を提供する意志と能力を有する覇権国や主要国連合の存在によって制度の生成や発展を説明しており、リアリズムによるレジーム/制度の理論とみなすことも可能である²⁶⁾。ただし、覇権安定論は、制度の効果 (effective-

22) James D. Morrow, "Alliances and Asymmetry: An Alternative to the Capabilities Aggregation Model of Alliances," *American Journal of Political Science*, Vol. 35, No. 4 (November 1991), pp. 904-933. にも同様の視点が見られる。

23) Lake, *Entangling Relations*, pp. 43-44.

24) 意思決定理論と戦略的相互作用理論を対比的に論じた文献として、Helen V. Milner, "Rationalizing Politics: The Emerging Synthesis of International, American, and Comparative Politics," *International Organization*, Vol. 52, No. 4 (Autumn 1998) pp. 759-786.

25) John J. Mearsheimer, "The False Promise of International Institutions," *International Security*, Vol. 19, No. 3. (Winter, 1994-1995), pp. 13-14.

26) Hasenclever, Mayer and Rittberger, *Theories of International Regimes* (Cambridge: Cambridge University Press, 1997), 86-104; 鈴木基史『国際関係』(東京大学出版会、2000) 173-178頁。コヘインは、覇権安定論は、覇

ness) を覇権国の存在によって説明するものではあるが、制度の弾力性 (resilience) や強靱性 (robustness) には懐疑的である²⁷⁾。

覇権安定論同様パワー配分と制度の関係や国際秩序に着目するが、覇権国や優越国にとって制度がもつ意味をより積極的に評価するのがアイケンベリーである²⁸⁾。アイケンベリーは、冷戦後の米国の圧倒的に優勢なパワーにもかかわらず、主要国による米国に対するカウンターバランスが生じず、それどころか冷戦期に構築された西側秩序が安定的に持続している事実に注目する。アイケンベリーによれば、こうした西側秩序の安定性は、覇権国である米国が、第二次大戦以降開かれた民主的政体と各種の国際制度を通じて自国の秩序へのコミットメントの信頼性を高め、また自己の行動を抑制する「戦略的抑制 (strategic restraint)」を実践した結果生まれた立憲的秩序 (constitutional order) に由来する²⁹⁾。立憲的秩序とは、覇権国の恣意的なパワーの行使に制約を加え、メンバーに発言の機会を与えることによって、パワーの非対称性の効果を緩和し、覇権国による支配や秩序からの撤退の可能性を低くする国際制度と開かれた民主主義的政体からなるものとされる。

アイケンベリーによれば、国際秩序形成の機会は、覇権国とその他の国のパワーの非対称性が圧倒的な現実として現れる大戦争の後に訪れる。有利な地位にある覇権国が、立憲的秩序を形成しようとするのは、第一に立憲的秩序が、非覇権国の秩序への抵抗の誘因を小さくし、覇権国にとってバーゲニング、監視、強制といった秩序維持のためのコストを下げることで出来るからである³⁰⁾。第二に、覇権国は戦後のパワーの優位を一時的と考え、制度化された秩序によって覇権国衰退後も自国にとって有利な環境を持続させようとする。現時点では不利に見える制度形成は、将来の有利な見返りを確保するための投資である³¹⁾。言うまでもなく、こうした投資には、ルールや制度が粘着的 (sticky) であり、現状を確定する (lock in) することが前提となる。対して、弱小国がこうした立憲的秩序を受け入れるのは、第一に、制度的な解決を受け入れなければ、バーゲニングは単にパワーに基づいて行われ、弱小国に極めて不利だからである。特に、大戦後復興に取り組んでいる弱小国には、将来多くを得るよりも、覇権国が提供する今日の利益が魅力的であろう³²⁾。弱小国が立憲的秩序に従う第二の理由は、覇権国の行動がより予測可能なものとなり、弱小国の支配されるあるいは見捨てられる不安をある程度緩和することができるからである。

権国の存在が取引コストを低くするという議論だとしている。Robert O. Keohane, "International Institutions: Two Approaches," *International Studies Quarterly*, Vol. 32 (1988), p. 387.

27) Hasenclever et. al., *op. cit.*, pp. 86-7

28) G. John Ikenberry, *After Victory: Institutions, Strategic Restraint, And The Rebuilding Of Order After Major Wars* (Princeton: Princeton University Press, 2001); G. John Ikenberry, "Getting Hegemony Right," *The National Interest*, No. 63, Spring 2001, pp. 17-24.

29) Ikenberry, *After Victory*, pp. 29-37.

30) *Ibid.*, pp. 53-54.

31) *Ibid.*, pp. 54-55.

32) *Ibid.*, pp. 56-57.

以上のような「立憲的バーゲニング」の結果生じた立憲的秩序は、米国の覇権を受け入れやすくする三つの性格を有する³³⁾。第一に、法の支配による米国の民主的政治制度は、政治的決定過程の外部からの透明性が高く、コミットメントについて他国が正確に判断するための情報を提供する。第二に、米国の政治の開放性と分権性は、米国の政治決定に他国がロビイング等を通じて直接アクセスすることを可能にし、発言の機会を与える。第三に、米国は、多様な国際制度を構築し、他国を米国主導の秩序に縛りつけると同時に、米国自身を他国に縛りつけ、パワーが恣意的に行使される可能性を低める。NATO や日米同盟等の同盟もこうした国際制度の一種であり、アイケンベリーの観点からすれば、同盟は、単に脅威に対抗するためだけのものではなく、同盟相手を抑制し、相手国の安全保障政策に影響を及ぼすことを可能にする相互拘束的な制度である³⁴⁾。ここで、相互抑制的な制度が、セキュリティ・ジレンマを緩和し、カウンターバランスへの誘因を低減するために利用されるという観点が重要であろう。レイクは、統治コストを反映して制度の性格が決定付けられるとしていたが、アイケンベリーは、覇権国は統治コストを低下させるために制度を戦略的に利用すると論じており、同じくパワーの非対称性に着目していても、その論旨は大きく異なる³⁵⁾。

覇権国が制度を通じて戦略的抑制を行なうことで秩序が安定する、というアイケンベリー等の論点に対してはシュウェラーから以下の批判が提示された³⁶⁾。まず、アイケンベリーの議論からは、最も普遍的な秩序形成の原理である勢力均衡が排除されている³⁷⁾。アイケンベリーの立憲的秩序は、アクターが意図的に秩序を形成することを前提としており、システム特性をユニットの意図や行動から導き出す還元主義への退行である。対して、勢力均衡はユニットの意図とは無関係に、自動的に秩序形成が行なわれることを前提としており、アドホックな選択に依拠する憲政的秩序よりも、予測可能性が高い。また、アイケンベリーの憲政的秩序の観点からは、挑戦国はそもそも出てこないことになっており、実際に挑戦国が出現した場合にどう対処するかの方針はない。現状維持国家が自己を武装強化し、カウンターバランスの連合を組む勢力均衡原理の方がはるかにうまく対処するものと考えられる。

シュウェラーは、アイケンベリーは戦勝国の指導者が、覇権衰退を前提として自己抑制すると論じるが、自己抑制が覇権国の長期的な目標に寄与するかどうかは自明ではなく、多くの場合、大国は自国のパワーを縛るよりも拡大しようとする、とも批判した³⁸⁾。しかし、最

33) Ikenberry, "Getting Hegemony Right," pp. 20-22.

34) Ikenberry, *After Victory*, p. 64.

35) ナイも、制度とパワーの関係についてアイケンベリーに通じる議論を提示している。ナイは、米国の優位性のインパクトは、他国に決定への参加を許し、米国のパワーの気まぐれな使用を制限する国際制度の網に埋め込まれることで和らげることができる、と論じる。Joseph S. Nye Jr., *The Paradox of American Power: Why the World's Only Superpower Can't Go It Alone* (New York: Oxford University Press, 2002).

36) Randall L. Schweller, "The Problem of International Order Revisited," *International Security*, Vol. 26, No. 1 (Summer 2001), pp. 161-186.

37) *Ibid.*, pp. 169-173.

も根源的な批判は、「拘束的制度」という概念の妥当性への批判であろう³⁹⁾。アイケンベリーは、米国が制度を通じて戦略的拘束を行なっているとしているが、制度と戦略的拘束が共に存在していることは、制度が戦略的拘束をもたらしていることを証明しない。米国は、自己の利益に即するときは制度を利用するが、利益に反する時には制度を無視してユニラテラルに行動するのが常であった。つまり、米国は制度に拘束されているわけではなく、自らのパワーを投射するために制度を利用しているだけだとシュウェラーは主張する。

シュウェラーの批判のように、制度に従わないと決めた大国を抑制する力が制度にないことは確かであろうが、そのことは大国が「常に」制度からの制約を受けないことと同義ではない。多くの場合大国は制度に沿って行動しようとするかもしれないし、また、ジャービスの指摘のように、シュウェラーが環境から独立した変数とする大国の選好や国益観は制度の存在によって変化を蒙っているかもしれない⁴⁰⁾。いずれにしても、アイケンベリーが、リベラル制度論に欠けがちなパワーと制度の関係を考察する視座を提供し、同盟における相互拘束の重要性を理論化するなど、同盟を制度として分析する際の地平を拡大していることは高く評価されるべきであろう。

4-2. 構成主義 (constructivism) 的アプローチ

社会学や批判理論の影響を受けた構成主義は90年代にめざましい理論的發展を遂げ、ウェントやカッツェンシュタイン等の活躍によって、米国でも関心を集めるようになった。構成主義は、国際政治理論における合理主義的アプローチや新功利主義的アプローチに対する有力な批判者として登場し、レジーム論に胚胎していながら、リベラル制度論からは排除された間主観性問題や選好の変化を分析する視点を提供している⁴¹⁾。

構成主義の典型的な議論では、エージェントと構造は相互構成的な関係にあるとし、エージェントの行動はエージェントがその構成要素である構造を構成し、同時にエージェントはこの構造によって構成されるとする。そして、エージェントがこのような相互作用の中でいかに規範やアイデンティティなどを間主観的に構築または再構築していくかを解き明かそうとする。そこでは、知識や学習、社会化、解釈、コミュニケーションが重視される。構成主義は安全保障分野でも多くの成果を挙げており⁴²⁾、同盟についても、NATO の意思決定手続きに着目したリッセ＝カップンの論稿や⁴³⁾、中東における同盟関係の盛衰をアイデンティテ

38) *Ibid.*, pp. 173-176.

39) *Ibid.*, 176-183.

40) Robert Jervis, "Correspondence," *International Security*, Vol. 27, No. 1 (Summer 2002), pp. 174-177.

41) 有益なサーベイとして、Hasenclever et al., *op. cit.*, 136-210; Ted Hopf, "The Promise of Constructivism in International Relations Theory," *International Security*, Vol. 23, No. 1 (Summer 1998) pp. 171-200.

42) Peter J. Katzenstein ed., *The Culture of National Security: Norms and Identity in World Politics* (New York: Columbia University Press, 1996); Emanuel Adler and Michael Barnett, *Security Communities* (Cambridge: Cambridge University Press, 1998) 所収の各論文参照。

ィの観点から論じたバーネットの論稿がある⁴⁴⁾。

一口に構成主義といってもその論点は多種多様であり⁴⁵⁾、したがってその制度観も一様ではない。更に、構成主義者が立論にあたって「制度」という概念を明示的に用いているとは限らず、構成主義の制度論の潜在的射程を含めて網羅的に検討する用意は筆者にはない。ここでは、三浦聡にならって、構成主義的制度論を「討議的制度論」と「認知的制度論」に大別し、それが制度として同盟を理解することにどう資するか考察するにとどめたい⁴⁶⁾。

討議的制度論においては、アクターは、行為の帰結ではなく、その状況にふさわしいかによって行為の選択を行う。すなわち「結果の論理」ではなく、「適切性の論理」によって支配される⁴⁷⁾。アクターの外部環境は、適切性の評価基準からなる社会であるが、社会には対立する複数の評価基準が存在しえ、そのため評価基準についての合意を目指した討議 (deliberation) が行われる。討議において、アクターは自らの行為の適切性を訴えて、他者を説得しようとする。このような討議を通じて適切な利益についての共通理解が形成され、さらにアクターが共通理解を内在化する社会化のプロセスが生じる。このような観点からすれば、制度は一義的には、行為や状況の適切性の評価基準である⁴⁸⁾。また、合意を実現するための討議自体、発言機会の平等、暴力の禁止、立証責任等の原則によって構成される制度である。更に、討議が意思決定の基調となる場合、それもまた討議的制度としての機能を果たすことになる。こうした観点から見れば、NATO や日米同盟は、危機時における役割分担や脅威認識等について絶えず討議を行い、メンバーの適切な振る舞いについての合意や再解釈を作り出そうとする討議的制度としての側面を持っており、とりわけ NATO では意思決定における満場一致原則や協議の定例化によってそうした側面が強化されてきた。

認知的制度論においては、アクターが外界を認識し、自分を何者かを同定するアイデンティティや役割認識の形成に焦点を当てる。アクターの存在する環境は、アクターの相互行為を意味づける多様な定型から成っている⁴⁹⁾。認知的制度論は、「アクターをふくむ世界じたいを構築し、意味づけることによって世界の認識を可能にする認知基準、ないしは文化」として、広範に捉えられる。こうした制度は、外界に意味を与え、アクターにアイデンティティ

43) Thomas Risse-Kappen, "Collective Identity in a Democratic Community," in Katzenstein ed., *op. cit.*, pp. 357-399.

44) Michael Barnett, "Identity and Alliances in the Middle East," in Katzenstein ed., *op. cit.*, pp. 400-447.

45) 構成主義のヴァリエーションについては、以下の論稿が有益である。Peter J. Katzenstein, Robert O. Keohane, & Stephen D. Krasner, "International Organization and the Study of World Politics," in Katzenstein ed., *op. cit.*, pp. 34-42.; John G. Ruggie, "What Makes the World Hang Together? Neo-Utilitarianism and the Social Constructivist Challenge," in Katzenstein *et al.*, *op. cit.*, pp. 215-245.

46) 三浦聡「行為の論理と制度の理論」『国際政治』第124号、27-44頁。三浦は、国際制度論を、道具的、討議的、認知的の3タイプに分類しているが、道具的制度論は、ラショナルリストのアプローチと同義であり、ここでは省略する。

47) 「結果の論理」「適切性の論理」に関しては、James G. March and Johan P. Olsen, "The Institutional Dynamics of International Political Orders," in Katzenstein ed., *op. cit.*, pp. 303-329 参照。

48) 三浦、前掲論文、32-34頁。

49) 三浦、前掲論文、34-36頁。

や役割を付与することによって、アクターの認知的労力を極小化し、ある状況で一連の定型的な行為（スクリプト）を即時的、無意識的、習慣的に実行させる。制度は、社会的・文化的構築物にすぎないものを、自明で、自然なものとなさせる一方、他の選択肢を隠蔽する。このような観点からすれば、NATO や日米同盟のような第二次大戦後の同盟は、自陣営／他陣営の境界や各国の西側の成員としてのアイデンティティを不断に再生産すると同時に、そうしたアイデンティティに基づく定型的なスクリプトの遂行の結果でもある、ということになる。同盟がこのような制度であるとする、ヘゲモニー（グラムシ）や象徴的支配（ブルデュー）といった観点から同盟の言説実践の権力性を批判的に検討する視座も出てこよう。また、認知的制度論の観点からは、同盟形成のそもそもの前提である主権国家といった概念も一種の制度として吟味する対象となりうる。

4-3. 国内政治への注目～合理的選択論

国内政治要因によって国際政治を説明するアプローチは、ウォルツによる徹底的な批判以降低調であり、リベラル制度論も、基本的には、システム・レベルでの分析であった。しかし近年になって、国内政治と国際政治の関係をモデル化しようとする試みが発展を遂げている⁵⁰⁾。国内要因への注目は前述の構成主義等にも見られ、その研究の視角は多様であるが、ここでは、いわゆる合理的選択論による同盟論を取り上げる。

モローやパウエル等は、危機時のバーゲニングや抑止等における国家間の相互作用について、ゲーム理論を用いた高度に形式的なモデル化を行った。モローによれば合理的選択論には以下のような特徴がある⁵¹⁾。第一に合理的選択論は、アクターには達成したい目標があると前提する。第二に、アクターにはある程度の選択の自由があるとされる。ゲーム・ツリーで表現される構造は選択を制約するが、アクターは複数の選択肢を持つ。第三に、アクターは、その目標を達成するであろう行動を選択する。第四に、合理的選択論者は現実を単純化、抽象化する。こうした前提の下、全てのアクターが行動を自分では変える必要がないと感じる「均衡」を見出すことが、合理的選択論者の分析の鍵となる。

こうした合理的選択論の観点から見て、同盟はどのような意味を持つだろうか。モローは、国家が相互援助に先立って同盟という「公式の合意」を求めるのはなぜなのか、と問題設定する。国家は同盟の誓約がなくとも介入することが可能であるし、また同盟が結ばれていたとしても同盟国の援助に駆けつけるとは限らない。同盟は平時における調整を可能にするが、そうした政策調整は公式の同盟を結ばなくても可能である。公式な同盟を形成することはコ

50) 国際政治理論における国内要因の復権の全体的な解説としては、石田淳「国際政治理論の現在（上下）—対外政策の国内要因分析の復権」『国際問題』、No. 447-448、(1996年6-7月)；河野勝「『逆第2イメージ論』から『第2イメージ論』への再転換?」『国際政治』、第128号 (2001年10月) 12-29頁。

51) James D. Morrow, *Game Theory for Political Scientists* (Princeton: Princeton University Press, 1994), pp. 7-8.

ストがかかるのに、なぜ同盟は書かれる (write it down) のか⁵²⁾。

それは、同盟がシグナルであり、コミットメントの装置だからだとモローは答える⁵³⁾。敵国にとって、同盟のコミットメントは不確実であり、同盟が敵を抑止するには、相互防衛の信頼性を敵に確信させる必要がある。こうした確信を強めるのがコストの高いシグナリング (costly signaling) である⁵⁴⁾。同盟の形成は、同盟国間の対立する利害を調整したり、国家の自律性を制限するという平時のコスト (peacetime cost) を伴う。同盟国を助ける気の全くない国家は、こうしたコストを払おうとはしないだろうから、逆に言えば公的な同盟の締結はコミットメントへの覚悟を示している。同盟締結にコストがかかること自体が、相互防衛の不確実性を低減させるシグナルとしての効果を持つ。また、国内外の観客 (audience) は、指導者が同盟コミットメントを守れない場合制裁を加えるかもしれないし、重要な対外政策での妥協を良しとしないだろう。同盟は、誓約を守らない場合に指導者が国内外の聴衆に罰せられるコストを作り出すことで、コミットメントの信頼性を高める。更に、平時の軍事的な調整は、同盟国が共に戦う能力を向上させ、敵の介入についての計算を変化させる。とりわけ、指導者に国内の観客がコストを課すという「観客コスト」の観点から、国内政治と同盟理解を結びつけたことが重要である⁵⁵⁾。

合理的選択論については、その非対話的な性格を指弾するウォルト論文を契機として、激しい論争が展開された⁵⁶⁾。しかし、合理的選択論はなんら新しい知見をもたらししていないというウォルトの批判には留保が必要であろう⁵⁷⁾。高い国内の観客コストが同盟コミットメントの信頼性を高める、というモローの議論は、システム・レベルに偏した従来の分析の限界を克服しようとする営為と評価できる。交渉における不確実性には、相手国の意図についての不確実性と、国家間の合意が国内でどれだけ支持を得られるかに関する不確実性が考えられるが⁵⁸⁾、コヘインやワランダー達の言う不確実性は基本的に前者のみであり、対してモローやフィアロンは、後者の不確実性にも着目している。モローやフィアロンの議論は必ずしも国際制度に関する議論ではなく、また国内政治要因のみを重視しているわけでもないが、

52) James D. Morrow, "The Strategic Setting of Choices: Signaling, Commitment, and Negotiation in International Politics," in Lake and Powell, *Strategic Choice and International Relations* (Princeton: Princeton University Press, 1999), pp. 104.

53) Morrow, *op. cit.*, p. 106.

54) *Ibid.*, p. 105.

55) 観客コスト概念は、モローも参照しているフィアロンの研究で提起された。James Fearon, "Domestic Political Audiences and the Escalation of International Disputes," *American Political Science Review*, Vol. 88, No. 3 (September 1994), pp. 577-592.

56) Michael E. Brown et. al. ed., *Rational Choice and Security Studies: Stephen Walt and His Critics* (Cambridge: The MIT Press, 2000) 所収の各論文を参照のこと。

57) Stephen M. Walt, "Rigor or Rigor Mortis?," in Brown et. al. ed., *op. cit.*, pp. 1-44 なお、ウォルトは、フィアロンの観客コストに関する議論の新規性は認めているが、経験的な妥当性が疑わしいと批判している。

58) Keisuke Iida, "When and how do domestic constraints matter? Two-level games with uncertainty," *Journal of Conflict Resolution*, Vol. 37, No. 3 (September 1993) pp. 403-426.

国際制度 (としての同盟) と国内政治の結びつきを理解するための一つの視点を提供している。他方、繰り返しになるが、国際制度としての同盟と国内政治を結びつける方法は合理的選択論に限られるものではなく、今後の理論的展開が必要な領域と言えよう⁵⁹⁾。

5. 結語：今後の課題

本稿では、同盟等の安全保障制度を理論的に分析する諸論考を検討してきた。ダフィールドが指摘するように、初期レジーム論は、敵同士の間でレジームは成立しうなのか、という命題を解こうとしており、同盟をレジームや制度として捉える視点が欠落していた⁶⁰⁾。しかし、以上見てきたように、90年代後半以降は、NATO や日米同盟の存続・進化という事態を受けて、制度論の観点からの同盟研究が豊かな成果を挙げている。

他方で、多くの課題が残されてもいる。まず、前節で述べたように、同盟と国内政治を結びつける観点は、個別の同盟研究や歴史研究では当然視されているとも言えるが、両者の関係を理論的に分析する研究はまだ十分とは言えない。コヘインはかつて「国内政治がゲーム理論的な戦略分析や国際レジーム変化の構造説明の多くによって無視されていることは明らかである」と指摘した⁶¹⁾。その後、経済や環境の分野ではコヘイン自身やミルナー等によってそれを補う試みがなされているが、安全保障分野ではこれからの課題である。

また、リベラル制度論は制度が国家行動にどのような影響を与えているのかを明らかにしていない、という批判に対しても、十分な回答がなされているとはいいがたい⁶²⁾。ワランダー達の *Imperfect Union* では、制度の国家の行動への影響も分析の焦点の一つとされていたが、実際には制度の多様性や変容の解明に力点をおいており、制度の国家行動への影響の分析は不十分であった。レイクは、メンバー国は制度の当事者であり、メンバー国の利益と制度の影響を識別することが難しいことから、制度の国家行動への影響を非メンバー国の反応によって計ろうとした⁶³⁾。しかし、制度の影響の中で最も重要なものは、メンバー国の行動への影響であろうから、第三国の反応のみによって制度の影響を図るのは無理であろう。ポチェバやマーチンの論考などがこの課題に挑戦しようとしているが⁶⁴⁾、知る限りでは、同盟はじめ安全保障分野での本格的な研究は見当たらず、残された課題である。

59) マッカラは国内政治の同盟行動への影響を重視している。Robert B. McCalla, "NATO Persistence After the Cold War," *International Organization*, Vol. 50, No. 3 (Summer 1996), pp. 467-469.

60) John S. Duffield, "International Regimes and Alliance Behavior," *International Organization*, Vol. 46, No. 4 (Autumn, 1992), pp. 833-834.

61) Keohane, "International Institutions: Two Approaches," p. 392.

62) Mearsheimer, "The False Promise...", p. 7.

63) Lake, "Beyond...", p. 130.

64) Liliana Botcheva and Lisa L. Martin, "Institutional Effects on State Behavior: Convergence and Divergence," *International Studies Quarterly*, Vol. 45, No. 1 (March 2001), pp. 1-26.

また、本論考ではリベラル制度論を中心とし、その他のアプローチを競合するアプローチとして補足的に検討したが、これら異なるアプローチ間の接点を探っていくことも有益であろう。ジャービスが指摘するように、リアリズムの中でも「防御的リアリズム」とリベラル制度論の違いはそれほど大きくなく、両者の差違は、例えばセキュリティ・ジレンマをどの程度克服可能と考えるかというようなニュアンスの違いと言えなくもない⁶⁵⁾。また、共有された知識やアイディアを取引コストや不確実性を減少させるものとして評価するのであれば、ある種の構成主義とリベラル制度論は架橋可能である⁶⁶⁾。コヘインが指摘するように、ネオリアリズムやリベラル制度論の合理主義的アプローチと構成主義者に代表される反省的アプローチ（河野勝の用語では経済学的制度論と社会学的制度論）を、それぞれの長所と短所見極めつつ、総合（synthesis）していく試みが必要と思われる⁶⁷⁾。他方、各アプローチがそもそも存在論的・認識論的前提を異にしている以上、安易な総合よりも、アプローチ間の対話や分業の方が有益と主張する立場もある⁶⁸⁾。

最後に、理論の普遍性という観点からは、多くの研究で事例とされている NATO 以外の同盟、特に形態を大きく異にするバイラテラルな同盟の分析に本稿で検討した制度論がどれだけ有用かが大きな課題である⁶⁹⁾。今後、最新の理論動向をふまえつつ、アジア太平洋における米国のバイラテラルな同盟群を事例とした研究を行うことを課題としたい。

65) Robert Jervis, "Realism, Neoliberalism, and Cooperation," *International Security*, Vol. 24, No. 1 (Summer 1999), pp. 42-63.

66) この点については、池田丈祐氏（大阪大学大学院）に示唆を受けた。

67) Keohane, "International Institutions: Two Approaches," p. 393; 河野勝『制度』（東京大学出版会、2002年）第2章。レイクは、社会学的制度論と経済学的制度論の差異は本質的なものではなく方法論の差異でしかないとしている。Lake, *Entangling Relations*, p. 267.

68) Hasenclever et. al., *op. cit.*, pp. 211-224.

69) 先駆的応用例として、土山實男「日米同盟の国際政治理論」『国際政治』第115号（1997年5月）、170-173頁；Takafumi Ohtomo, "Bandwagoning to dampen suspicion: NATO and the US-Japan Alliance after the Cold War," *International Relations of the Asia-Pacific*, Vol. 3, No. 1 (February 2003), pp. 29-55.